令和９・１０年度　泉佐野市入札参加資格登録審査申請要領

≪市外業者 追加申請（新規・業種変更）用≫

※　市外業者とは、泉佐野市に本店を設けている法人又は泉佐野市に住所を有する個人（印鑑証明書の住所が泉佐野市）以外の業者をいいます。
※　この申請は、泉佐野市上下水道局、泉佐野市田尻町清掃施設組合及び泉州南消防組合の入札参加資格登録審査申請を兼ねます。
※　申請書類等を作成する前に、この要領を必ず熟読してください。また、提出された申請書は指名業者選定資料等になりますので、記入については正確に、記入漏れのないようにお願いします。
※　当該書類に虚偽の記載を行った場合、「６か月」の資格停止に該当します。

Ａ　登録部門

１．建設工事
２．測量・建設コンサルタント等
３．物品供給等
４．役務提供等

Ｂ　申請ができる者

次のすべての要件を備えている者であること。
１．地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者
２．国税及び地方税を滞納していない者
３．営業を行うにつき法令等の規定により官公署の免許、許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該免許、許可、認可等を受けている者
４．建設工事を申請する場合は、申請業種の経営事項審査について、建設業許可行政庁に総合評定値（Ｐ点）を申請し、結果通知書の当該Ｐ点が７ページの「建設工事業種一覧表」に示す基準を満たしており、かつ大阪府内に建設業法第３条第１項の許可に係る営業所を有している者
５．８ページの「役務提供等業種一覧表」の№.１「建物総合管理」を申請する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第７条第１項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を常時雇用し、なおかつ警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第５条第２項に規定する認定証の交付を受けている者
６．８ページの「役務提供等業種一覧表」の№.２「施設清掃」を申請する場合は、上記の建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を常時雇用している者又はビルクリーニング技能検定１級合格者を常時雇用している者
７．８ページの「役務提供等業種一覧表」の№.８「消防設備」を申請する場合は、消防設備士又は消防設備点検資格者を常時雇用している者
８．７ページの「物品供給等業種一覧表」の№..１９「燃料・油脂類」の１「ガソリン」、２「軽油」、３「灯油」を申請する場合は、店舗を構え即時小売りに対応できる者
９．申請業種について、令和８年１１月３０日時点において**継続して１年以上**の営業期間があり、かつ１年分の決算を終えている者
10.「Ｅ　申請に必要な書類」のすべてを期限までに提出できる者

C　申請の制限

１．１人の代表者（受任者）は、上記の「Ａ　登録部門」に示す同じ登録部門で、複数の会社の代表者（受任者）を兼ねることはできません。同姓同名の者が複数ある場合、その各々について後日、身元証明の提出を求める場合があります。

２．登録部門のうち、建設工事と測量・建設コンサルタント等は、重複して申請できません。

３．登録部門のうち、建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給等については、６・７ページにある各登録部門の「業種一覧表」から、１つの業種（№）しか申請できません。ただし、物品供給等については、販売実績に応じて申請業種内の取扱品目を複数選択することができます。

４．登録部門のうち、建設工事について「建設工事業種一覧表」中に「受付無」と表示している業種（№）は、申請の受付をしません。また、経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ点）が「建設工事業種一覧表」に表示している値以上でなければ申請はできませんので、ご了承ください。

５．登録部門のうち、役務提供等については、８ページにある「役務提供等業種一覧表」に示す業種（№）のうちから、第３希望まで申請することができます。ただし、業種№１「建物総合管理」を申請し、その他の業種（№）も申請する場合は、№２「施設清掃」及び№４「有人警備」以外の業種（№）から申請してください。

D　申　請　等

１．申請方法

オンライン申請（ＬｏＧｏフォームによる申請）　※窓口での受付はいたしません。

オンライン申請は、令和８年１２月１日（火）から入力できます。

「Ｅ　申請に必要な書類及び作成方法」より必要な書類を確認のうえ、事前（オンライン申請を行う前）にご準備ください。

申請期間：令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月２３日（水）まで

提出書類は、すべて印刷時にＡ４サイズとなるように作成してください。

申請の受領確認の方法は、受付後に自動返信されるメールに記載されたＵＲＬから確認してください。

※なお、**提出書類についてＰＤＦファイルで提出できない場合は、紙での提出が可能です。**

「Ｅ　申請に必要な書類及び作成方法」で記載している書類の中で、紙申請を希望された場合は指定する順番にまとめ、下記まで送付（郵送等）してください。

★　送付（郵送等）先　　（上記受付期間中の消印等有効）

〒598-8550　泉佐野市市場東一丁目１－１　　泉佐野市役所　契約検査課　宛

※　封筒などの表面に「入札参加資格登録審査申請書類在中」と明記してください。

また、原則、提出書類の返却はいたしません。

２．　審査の結果、申請書類に不足あるいは不備があった場合は、オンライン申請時に登録したメールアドレス又はご担当者様へ直接電話連絡しますので、令和９年１月２９日（金）までに不足書類を提出してください。この期限を過ぎると、令和９年度の登録業者名簿に登録されませんのでご注意ください。

３．　審査結果の通知は行いません。令和９年４月に泉佐野市ホームページに公表される登録業者名簿をご確認ください。

泉佐野市ホームページ URL

(https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/keiyakukensa/menu/nyusatukeiyaku/gyoushameibo/index.html)

Ｅ　申請に必要な書類

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">申請書類</th><th colspan="3">説　　明</th></tr>
<tr><td>１</td><td colspan="2">印鑑証明書</td><td colspan="3">（令和８年１０月以降の証明）《写しは等倍で鮮明に》</td></tr>
<tr><td>２</td><td colspan="2">誓約書</td><td colspan="3">【市独自様式】
（また、500 万円以上の契約時には「役員に関する調書」の提出を求めます。）</td></tr>
<tr><td>３</td><td colspan="2">登記事項証明書</td><td colspan="3">法人の場合のみ
（令和８年１０月以降の証明）《Ａ４写し》
※現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のうちいずれかひとつ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">４</td><td rowspan="4">納税証明書</td><td rowspan="2">法人</td><td>国税</td><td colspan="2">○税務署発行の「様式その３の３」
（令和８年１０月以降の証明）《Ａ４写し》</td></tr>
<tr><td>泉佐野市税</td><td colspan="2">○泉佐野市税務課発行の「市税について、未納の税額がない証明」に限る。

※泉佐野市内に支店･営業所等がある申請者のみ必要。
（令和８年１０月以降の証明）《Ａ４写し》</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人</td><td>国税</td><td colspan="2">○税務署発行の「様式その３の２」
（令和８年１０月以降の証明）《Ａ４写し》</td></tr>
<tr><td>泉佐野市税</td><td colspan="2">○泉佐野市税務課発行の「市税について、未納の税額がない証明」に限る。

※泉佐野市内に支店･営業所等がある申請者のみ必要。
（令和８年１０月以降の証明）《Ａ４写し》</td></tr>
<tr><td>５</td><td rowspan="2">財務諸表類</td><td>法人</td><td colspan="3">○貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
（直前１年分）《Ａ４写し》
※　決算時期が変更になった等で１年に満たない場合は、その前の決算分も提出して１年を満たすようにしてください。</td></tr>
<tr><td>５</td><td>個人</td><td colspan="3">○確定申告書の青色申告決算書又は確定申告書の収支内訳書
○貸借対照表（作成している場合のみ）
（直前１年分）《Ａ４写し》
※　決算時期が変更になった等で１年に満たない場合は、その前の決算分も提出して１年を満たすようにしてください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">６</td><td colspan="2" rowspan="3">登録部門別提出書類</td><td colspan="3">※各登録部門の申請業種について、「その他」の業種を申請する場合は、その業種又は営業分野の名称等について具体的に記入してください。
※有資格者個人に係る免許等は、添付しないでください。（実際に入札等に参加していただく際又は契約締結の際に提出を求めます。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共通</td><td>申請書兼
委任状兼
使用印鑑届</td><td>【市独自様式】登録部門が複数ある場合、その部門毎に作成してください。
建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品供給等、役務提供等それぞれの専用用紙があります。（※　建設工事と測量･建設コンサルタント等は、重複して申請できません。）</td></tr>
<tr><td>事業所資料</td><td>【市独自様式】登録部門が複数ある場合、その部門毎に作成してください。</td></tr>
</table>

		建設工事	❶　国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1）」から「建設業者の詳細情報」にある「業者概要」のタグから、申請業種の許可の有効期間がわかるものをＰＤＦ化（手順はこちらをクリック）して出力されたもの。（令和８年１０月以降に出力したもの） ❷　❶の中で「営業所」のタグがある場合はタグを選択し、右クリックしてＰＤＦ化して出力されたもの。（大阪府内営業所の所在が確認できるページを含む全ページをＰＤＦ化（手順はこちらをクリック）して出力されたもの） ❸　経営事項審査総合評定値通知書（Ｐ点必須・今回の申請時に有効かつ最新のもの・申請業種Ｐ点が建設工事業種一覧表に示す値以上）
		測量・建設コンサルタント等	申請業種に係る事業所の現況報告書（最新のもの）（整備局の「確認済印」の押印があるもの。ただし、この申請時に「確認済印」が無い場合は、「受付印」のあるものを先に期限までに提出し、後日「確認済印」のあるものを提出すること。）（現況報告書のない業種については登録証明書（令和８年１０月以降の証明））※電子申請で行ったものは、「印」のかわりに登録済みがわかるもの。 【申請時に必要な証明書の例】　※申請業種に関わるもののみ提出すること ・ 建設コンサルタント現況報告書 ・ 測量業者登録証明書 ・ 建築士事務所登録証明書 ・ 補償コンサルタント現況報告書 ・ 不動産鑑定業者登録証明書 ・ 地質調査業者現況報告書 ・ 計量証明事業者登録証明書
		物品供給等	事業所としての許認可証明書等 （免許・許可・登録等を要する業種の申請者のみ）
		役務提供等	事業所としての許認可証明書等 （免許・許可・登録等を要する業種の申請者のみ）

【　添付書類の紙での提出の場合のみ必要　】上記資料の上に添付すること。

下記のファイルを作成し添付して下さい。
※　送付提出書類は、①受付票に示す順番で、全てＡ４サイズで作成してください。
　　書類は**クリアーファイル**等（無色透明無地のもの。フラットファイルは不可）にまとめて提出してください。

①令和９・１０年度　泉佐野市入札参加資格登録審査申請受付票【市独自様式】
※　オンライン申請時の送信完了メールにある「受付番号」を記入してください。

②宛名ラベル（任意）
提出封筒に貼付してください。

以下は、申請書類受領書の返送を希望された場合のみ
③申請書類受領書

④返送用封筒
長３形（１１０円切手で郵送可能な）封筒に、返送先の郵便番号、住所、事業所名を記入し、必ず１１０円切手を貼ってください。

※①②③については、HP（https://www.gaas-port.jp/27_izumisano/procedure/1162）の「R9・10【市独自様式】入札参加資格登録審査申請受付票.xlsx」よりダウンロードいただけます。

Ｆ　この申請による登録有効期間

２年間《令和９年４月１日～令和１１年３月３１日》

※今回の申請により本市登録業者となり、令和１１年度４月以降も引き続き登録を希望する場合は、令和１０年１２月頃に当該年度の申請を受付する予定です。その際、同年１１月頃に申請要領及び申請書類（市独自様式等）をホームページ等で公開する予定です。

Ｇ　その他の注意事項

１．申請登録部門及び申請業種は、一旦登録すると令和１０年３月３１日までの１年度間は変更できません。

２．代表者所在地欄には、登記事項証明書に書かれている住所地と実際の営業所の住所地が相違している場合は、実際の営業所の所在地を記載してください。

３．申請書類提出後において、その内容に変更が生じた場合は、その都度（許可証等、有効期限が設けられているものについては、更新の都度）、業者番号を記入して契約検査課に変更届を送付（郵送等）又は持参してください。変更届の書式は任意ですが、契約検査課ホームページ（入札・契約情報）からダウンロードできます。（紙提出でお願いします。）

４．申請書類に虚偽の記載事項があった場合や申請の要件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことがあります。

５．受任者を設置する場合は、受任先（支店等）の代表者が受任するようにしてください。

６．実際に入札等に参加していただく際、別途、泉佐野市が指定する関係書類を提出していただく場合がありますのでご了知ください。

７．新規登録（再登録、登録部門の追加を含む）又は登録業種を変更してから１年を経過していない者については、原則として指名業者としての選定は行いません。

８．本市においては、泉佐野市暴力団排除条例（平成２４年泉佐野市条例第２８号）を施行しており、暴力団排除に努めています。本市と契約（契約金額５００万円以上）となった場合、誓約書【市独自様式】の別紙である「役員に関する調書」の提出を求めます。提出されない場合は本市と契約ができないことをご了知ください。

Ｈ　情報公開制度と個人情報保護制度について

入札参加資格登録審査申請等における提出書類にある情報のうち、泉佐野市情報公開条例第７条に規定されているものを除くすべてが公開対象となりますのでご了承ください。

Ｉ　入札及び契約に関する規則・要綱等の公表について

入札及び契約に関する規則・要綱並びに入札要領を市役所２階情報公開コーナー及び契約検査課ホームページ（入札・契約情報）で公表していますのでご覧ください。

Ｊ　この申請についての問い合わせ

泉佐野市　契約検査課
【問い合わせ専用メールアドレス】　k-toiawase@city.izumisano.lg.jp
ＴＥＬ　０７２－４２９－９２１０【直通】
ＴＥＬ　０７２－４６３－１２１２【代表】　（内線　２２４２・２２４３）
ＦＡＸ　０７２－４５８－１１８７

建設工事業種一覧表

No.	業種名	経審総合評定値(P)	No.	業種名	経審総合評定値(P)	No.	業種名	経審総合評定値(P)
1	土木一式	1000 以上	11	鋼構造物	800 以上	21	熱絶縁	受付無
2	建築一式	1000 以上	12	鉄筋	受付無	22	電気通信	800 以上
3	大工	受付無	13	ほ装	800 以上	23	造園	800 以上
4	左官	受付無	14	しゅんせつ	800 以上	24	さく井	受付無
5	とび･土工･コンクリート	受付無	15	板金	受付無	25	建具	800 以上
6	石	受付無	16	ガラス	受付無	26	水道施設	800 以上
7	屋根	受付無	17	塗装	800 以上	27	消防施設	800 以上
8	電気	800 以上	18	防水	受付無	28	清掃施設	800 以上
9	管	800 以上	19	内装仕上	800 以上	29	解体	800 以上
10	タイル･レンガ･ブロック	条件無	20	機械器具設置	800 以上	30	交通安全施設	条件無

注１）建設工事の申請業種については、上記一覧表から、１つの業種（No.）しか申請できません。

注２）上記一覧表の経審総合評定値（Ｐ）欄にある「１０００以上」や「８００以上」は申請業種に係る経審総合評定値のＰ点の点数を示しており、この点数以上でないと申請できません。また、「受付無」と表示してある業種については申請の受付はありません。

注３）No.30「交通安全施設」は道路反射鏡及び道路標示・区画線を設置する業種です。申請には、「とび・土工・コンクリート」及び「塗装」の両方の建設業許可並びに経営事項審査総合評定値通知書（Ｐ点必須）が必要となります。

測量・建設コンサルタント等業種一覧表

大分類	No.	業　種　名	大分類	No.	業　種　名
建　設	1	河川、砂防及び海岸・海洋	建　設	18	施工計画･施工設備及び積算
	2	港湾及び空港		19	建設環境
	3	電力土木		20	機械
	4	道路		21	電気電子
	5	鉄道	測　量	22	測量一般
	6	上水道及び工業用水道		23	地図の測量
	7	下水道		24	航空測量
	8	農業土木	建　築	25	建築設計・監理
	9	森林土木		26	設備設計・監理
	10	水産土木		27	その他
	11	廃棄物	補　償	28	物件
	12	造園		29	不動産鑑定
	13	都市計画及び地方計画		30	登記手続
	14	地質		31	その他（物件以外の補償）
	15	土質及び基礎	地質調査	32	地質調査・分析
	16	鋼構造及びコンクリート	環境調査	33	環境調査・分析
	17	トンネル	その他	34	その他

注１）測量・建設コンサルタント等の申請業種については、上記一覧表から、１つの業種（No.）しか申請できません。

物品供給等業種一覧表

No.	業　種　名	取　　扱　　品　　目
1	電気製品	1 家電製品　2 空調機器　3 通信関係機器　4 その他
2	スポーツ用具	1 体育機器　2 体育用品　3 遊具　4 スポーツウェア　5 その他
3	事務機器・用品	1 事務機器・用品　2 事務用備品（机・イス等）　3 ＯＡ（周辺）機器　4 紙類 5 その他
4	住宅設備機器	1 住宅用厨房機器　2 給食センター用大型厨房機器　3 給食用備品・食器 4 調理器具・食器　5 ガス器具　6 石油器具（ストーブ等）　7 浴槽・便器 8 その他
5	日用品	1 日用雑貨　2 洗剤　3 金物　4 ごみ袋（市指定袋作製）　5 その他
6	家具	1 木工製品　2 その他
7	繊維	1 被服　2 消防用制服　3 寝具　4 タオル　5 雨合羽　6 その他
8	医薬品・防疫化学薬品	1 医薬品　2 防疫薬品　3 ワクチン　4 工業薬品　5 試薬　6 除草剤 7 充填用酸素　8 その他
9	医薬・衛生	1 医療機器　2 医療用具　3 医療用備品　4 衛生材料　5 福祉（介護）用品 6 ＡＥＤ　7 その他
10	理化学	1 公害機器　2 実験機器　3 消耗材料　4 その他
11	学校教材	1 教材　2 楽器　3 教育用機器　4 教材用ビデオ・ＣＤ等　5 保育用品 6 教室用備品（幼稚園・小学校・中学校）　7 その他
12	印刷	1 活版・オフセット印刷　2 フォーム印刷　3 市報等発刊物 4 ガイドブック・パンフレット等　5 図面　6 その他
13	写真・写真機	1 写真・焼付　2 マイクロフィルム　3 カメラ販売　4 その他
14	図書・地図	1 図書・雑誌　2 地図　3 その他
15	印	1 ゴム印　2 彫刻印　3 石印　4 その他
16	室内装飾	1 カーテン・暗幕　2 カーペット・シート　3 畳　4 ガラス　5 建具　6 その他
17	機械・器具	1 計測量機器　2 農機具　3 水道メータ　4 駐車場機械　5 券売機 6 水処理機器　7 ポンプ　8 その他
18	資器材	1 木材　2 骨材・セメント等　3 コンクリート二次製品　4 塗料　5 上下水道管類 6 建設用資器材　7 道路補修用資器材　8 砂　9 工具　10 その他
19	燃料・油脂類	1 ガソリン　2 軽油　3 灯油　4 重油　5 オイル・油脂　6 プロパンガス 7 その他 **（※１、２、３については、店舗をかまえ、即時小売りに対応可能なこと）**
20	防災設備・用品	1 消火器　2 保安用品　3 防災設備機器・用品　4 防災備蓄品　5 その他
21	消防活動用機器・用品	1 消防(救助)活動用機器・用品　2 消防用ホース　3 空気呼吸器・ボンベ 4 防火服・防護服　5 その他
22	看板・旗	1 看板　2 旗・のぼり旗　3 幕　4 プレート・バッチ等　5 標識　6 表示板等 7 その他
23	食料品	1 魚　2 野菜　3 冷凍食品　4 牛肉・豚肉　5 鶏肉　6 卵　7 豆腐　8 米　9 パン 10 乾物　11 牛乳　12 茶　13 その他
24	ゴム・皮革	1 履物　2 ゴム製品　3 皮革製品　4 その他
25	肥料・種苗類	1 肥料・種苗　2 小動物・飼料　3 その他
26	時計・記念品	1 時計　2 記念品　3 カップ・トロフィー　4 その他
27	車両販売・修理	1 自動車（販売・修理）　2 消防車（販売・修理）　3 救急車（販売・修理） 4 清掃作業車（販売・修理）　5 特殊車両（販売・修理） 6 自動二輪（販売・修理）7 原付自転車（販売・修理）　8 自転車（販売・修理） 9 車検・修理（普通車・大型車・特殊車両）　10 車両用品　11 タイヤ　12 その他
28	その他	1 選挙用品　2 舞台設備機器　3 仮設建物　4 電力　5 その他

（注１）物品供給等の申請業種については、上記一覧表の業種（No.）から、１つの業種（No.）しか申請できません。

（注２）No.3「事務機器・用品」を申請業種とし、それらのリース（コピー機やＯＡ機器等）についても申請する場合は、別に役務提供等（30　リース・レンタル）での申請が必要です。

（注３）No..19「燃料・油脂類」のうち、ガソリン、軽油、灯油を申請する場合は、店舗をかまえ、即時小売りに対応できること。

役務提供等業種一覧表

大分類	No.	業　種　名	大分類	No.	業　種　名
建物総合管理	1	建物総合管理	各種企画	20	印刷物デザイン企画
清掃等	2	施設清掃		21	旅行企画
	3	消毒・害虫等駆除		22	その他（企画）
警備	4	有人警備	電算処理	23	ソフト開発・システム管理
	5	機械警備		24	電算処理・パンチ入力
設備点検管理	6	電気設備	専門技術	25	速記・筆耕
	7	空調設備		26	調査・研究・測定
	8	消防設備		27	検査・検診
	9	昇降機等		28	写真等撮影
	10	自動扉		29	その他（専門技術）
	11	受水槽・浄化槽	リース・レンタル	30	事務機器・ＯＡ機器
	12	その他（設備点検管理）		31	建物
廃棄物処理	13	一般廃棄物処理		32	寝具
	14	産業廃棄物処理		33	その他（リース・レンタル）
	15	リサイクル	その他	34	人材派遣
運送	16	自動車等運送		35	クリーニング
各種企画	17	イベント運営		36	給食
	18	ビデオ・スライド等制作		37	その他
	19	ホームページ制作			

（注１）役務提供等の申請業種については、上記一覧表の業種（No.）から、第３希望まで申請することができます。

（注２）No.1「建物総合管理」については、NO.2「施設清掃」と No.4「有人警備」の両業種から成り立っています。従って、「施設清掃」と「有人警備」の両方を申請業種としたい場合は、「建物総合管理」を申請業種としてください。また、「建物総合管理」を申請業種とし、それ以外の業種（No.）も申請する場合は、「施設清掃」「有人警備」以外の業種（No.）から申請してください。

（注３）上下水道管更生、下水道内カメラ調査、下水道管清掃を申請される場合は、No.37「その他（その他）」を選択してください。

（注４）申請業種に対し「具体的な業務内容」欄には、**５０字以内**で簡潔に記入してください。
また、上記の業種一覧表に該当しない場合は、「No.37 その他（その他）」を選択し「具体的な業務内容」で簡潔に業務内容を記してください。

（注５）「No.37　その他」を選択した場合の業務内容が、**前年度と相違がある場合は「新規」扱い**になります。